

第7回選挙管理委員会 会次第

令和4年6月30日(水)
午後4時～

1. 付議事項について

(1) 参議院議員通常選挙における6月21日付選挙人名簿登録者数の訂正について（専決処分報告）

参議院議員通常選挙における選挙人名簿登録者数について、6月21日の選挙管理委員会に付議し、県選管へ報告した人数に誤りがあったものです。

なお、この件については、選挙管理委員会を招集するいとまがなかったため、6月27日に委員長の専決処分をいただき、同日、県選挙管理委員会へ訂正報告を行いました。

また、市二役へ報告するとともに、市ホームページの訂正、プレスリリースを行ったところです。

なお、この訂正による投票への影響等はありません。

① 訂正内容

6月21日付選挙人名簿登録者数

	(誤)	(正)	(差引)
男)	228,786人	→ 227,497人	△1,289人
女)	272,297人	→ 270,998人	△1,299人
計)	501,083人	→ 498,495人	△2,588人

② 人数を誤った経緯

選挙人名簿登録基準日の異なる参議選と県議補選を同日に執行するに当たり、選挙人名簿は、県議補選の登録基準日である6月30日時点で登録されるべき者（3月22日～3月31日に転入届出をし、基準日までに3カ月に達する者）を含めて調整しました。

6月21日登録の参議選の名簿登録者数を算出する際、この6月30日に新規登録すべき人数を控除して算出すべきところ、含めたまま計上してしまったものです。

③ 今後の対策

名簿の登録基準日が異なる選挙が同日で行われる場合、通常の選挙とは異なり、選挙人名簿登録者数の把握をシステム処理のみで行えないことから、新規登録者数を確認する資料を作成し、複数でチェックを行うことで再発防止を図ります。

(2) 直接請求に連署を要する数の訂正及びその告示について（専決処分報告）

誤った選挙人名簿登録者数に基づき算出し、6月21日に告示を行った数について、訂正の告示を行うものです。なお、この件についても委員長の専決処分により告示を行いました。

① 地方自治法

ア. 第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）、第75条第1項（監査の請求）

選挙権を有する者の総数の50分の1の数
(誤) (正)
10,022人 → 9,970人

イ. 第76条第1項（議会の解散の請求）、第80条第1項（議員の解職の請求）、第81条第1項（地方公共団体の長の解職の請求）、第86条第1項（副市長、選挙管理委員、監査委員の解職の請求）

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数
(誤) (正)
150,182人 → 149,750人

② 市町村の合併の特例に関する法律

ア. 第4条第1項、第5条第1項（合併協議会設置の請求）

選挙権を有する者の総数の50分の1の数
(誤) (正)
10,022人 → 9,970人

イ. 第4条第11項、第5条第15項（合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）

選挙権を有する者の総数の6分の1の数
(誤) (正)
83,514人 → 83,083人

③ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（委員の解職の請求）

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数

(誤) (正)
150,182人 → 149,750人

(3) 公職選挙法第22条第3項の規定による選挙人名簿の選挙時登録及び同法施行令第22条第1項に基づく選挙人名簿登録者数の県選挙管理委員会への報告について

鹿兒島県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録を行い、その数を県選挙管理委員会へ報告するものです。

	(名簿登録者数)	(男)	(女)
令和4年6月30日	500,712人	228,618人	272,094人
令和4年6月21日	498,495人	227,497人	270,998人
増減	2,217人	1,121人	1,096人

(4) 住民の直接請求に連署を要する数について

地方自治法

第74条第1項 (条例の制定, 改廃の請求)	} 50分の1の数	<u>10,015人</u>
第75条第1項 (事務監査の請求)		$500,712 \times 1/50 = 10,014.24$ $\doteq 10,015$
第76条第1項 (議会の解散の請求)	} 40万を超える数に6分の1を乗じた数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>150,120人</u>
第80条第1項 (議員の解職の請求)		
第81条第1項 (長の解職の請求)		
第86条第1項 (主要公務員の解職の請求)		$(500,712 - 400,000) \times 1/6 + 400,000 \times 1/3$ $\doteq 16,786 + 133,334$ $= 150,120$

市町村の合併の特例等に関する法律

第4条第1項 (合併協議会設置の請求)	} 50分の1の数	<u>10,015人</u>
第5条第1項 (合併協議会設置の請求)		
第4条第11項 (合併協議会設置協議について選挙人の投票の請求)	} 6分の1の数	<u>83,452人</u>
第5条第15項 (合併協議会設置協議について選挙人の投票の請求)		$500,712 \times 1/6 = 83,452$

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第8条第1項 (教育長等の解職の請求)	40万を超える数に6分の1を乗じた数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>150,120人</u>
---------------------	---	-----------------

(5) 公職選挙法第28条第2号の規定による選挙人名簿から抹消した者について

本市を転出後、4箇月を経過した者の抹消です。

抹消対象者	令和4年2月21日から令和4年2月27日までの表示者
抹消対象期間	令和4年6月22日から令和4年6月30日まで
抹消対象者数	男 98人 女 114人 合計 <u>212人</u>

※抹消者は、他都市へ転入後3箇月を経過していると考えられることから、原則、転入先で名簿登録されますが、転入届が遅れた者又は届出していない者は、投票できない場合も考えられます。

(6) 参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任並びにその住所、氏名の告示について

参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者を選任し、住所、氏名を告示するものです。なお、政令により、告示する住所については、今回から市町村のみで可となりました。

開票管理者	馬場 竹彦	鹿児島市
職務代理者	山野 眞理	鹿児島市

(7) 鹿児島県議会議員補欠選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任並びにその住所、氏名の告示について

鹿児島県議会議員補欠選挙における開票管理者及びその職務代理者を選任し、住所、氏名を告示するものです。

開票管理者	上林房 一正	鹿児島市
職務代理者	岩佐 睦美	鹿児島市

(8) 公職選挙法第30条の11の規定による在外選挙人名簿から抹消した者及び誤載抹消者について

公職選挙法第30条の11の規定により、日本国籍を失った者1人（アメリカ合衆国）を在外選挙人名簿から抹消します。

また、本籍地から選挙管理委員会への通知誤りにより、二重登録になった者1人を抹消します。

前回までの登録者	262人
今回の新規登録者	0人
<u>今回の抹消者</u>	<u>△ 2人</u>
登録者総数	260人

(9) その他

① 期日前投票の状況について（参議選挙区）

区 分	期 間	日 数	件数（選挙区）
今 回	6/23（木）～6/29（水）	7日間	6, 0 0 6
令和元年7月21日参議	7/5（金）～7/10（水）	6日間	5, 8 7 6

※今回は公示日が1日前倒しされているため開始からの日数が異なる。

2. 今後の委員会等の日程

月 日	曜	時 刻	摘 要	出席者	場 所	
7月 1日	金	17:15	委員会（県議補選告示）	全員	選管委員会室	
	7日	木	17:15	委員会（開票立会人選任）	全員	選管委員会室
	8日	金	14:00	開票立会人説明会	委員長	西別館201会議室
	10日	日	14:00	委員会（参議選・補選投開票）	全員	選管委員会室
		20:30	集合	全員	西原商会アリーナ	
		21:40	開票開始			
8月 3日	水	16:00	委員会	全員	選管委員会室	
	4日～ 5日	木～ 金	九選連役員会	山野委員・事務局長	宮崎県都城市	
9月 1日	木	16:00	委員会（定時登録）	全員	選管委員会室	
10月 5日	水	16:00	委員会	全員	選管委員会室	
	未定		全選連理事会・研修会	委員長・事務局長	北海道札幌市	
11月 2日	水	16:00	委員会	全員	選管委員会室	
12月 1日	木	16:00	委員会（定時登録）	全員	選管委員会室	